第 14 次鳥獣保護管理事業計画

(案)

令和９年４月１日から

５年間

令和 14 年３月３１日まで

令和９年３月

岩　　手　　県

目　　次

第一　計画の期間
　1　計画の期間..... 2
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項..... 2
　1　鳥獣保護区の指定 2
　2　特別保護地区の指定 7
　3　休猟区の指定..... 9
　4　鳥獣保護区の整備等 10
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 11
　1　鳥獣の人工増殖..... 11
　2　放鳥獣..... 11
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項..... 11
　1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 11
　2　捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項 12
　3　目的別の捕獲許可の基準 14
　4　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項..... 24
第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項. 26
　1　特定猟具使用禁止区域の指定 26
　2　特定猟具使用制限区域の指定 31
　3　猟区の設定のための指導 31
　4　指定猟法禁止区域 31
第六　第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項..... 32
　1　第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針..... 32
　2　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針..... 32
第七　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項..... 33
　1　計画的な管理施策 33
　2　適切な情報発信..... 34
第八　鳥獣の生息状況等の調査に関する事項..... 34
　1　方針..... 34
　2　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項..... 34
　3　法に基づく諸制度の運用状況調査 37
　4　新たな技術の研究開発・普及 38
第九　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項..... 39
　1　鳥獣の保護及び管理を進める行政機関 39
　2　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材 39
　3　鳥獣保護巡視員..... 40
　4　保護及び管理の担い手の育成及び確保 40
　5　鳥獣保護管理センター等の設置 43
　6　取締り..... 44

7　必要な財源の確保 44
第十　その他..... 44
1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 44
2　狩猟の適正化..... 45
3　傷病鳥獣救護への対応 46
4　油等による汚染に伴う水鳥の救護 48
5　感染症への対応..... 48
6　普及啓発..... 50
7　野生鳥獣肉における放射性物質への対応 52
8　捕獲した鳥獣の個体処理への対応 52

はじめに

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

本県は、北海道に次ぐ全国２位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の２つの国立公園をはじめ、２つの国定公園、７つの県立自然公園が存在する等、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。また、こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシ等の希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類の約３割、哺乳類の約４割、鳥類の約５割の種が本県に生息・生育しており、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有している。

一方、近年は、本県の絶滅の恐れがある野生動植物を取りまとめた『いわてレッドデータブック』に1,236種の生物が掲載されているが、種によっては生息環境の悪化等に伴い生息数の減少等が懸念される状況にある一方、人の生活圏への鳥獣の進出が大きな社会問題となっており、ツキノワグマの人的被害の増加や、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が恒常的に発生している。また早池峰山におけるニホンジカによる高山植物の食害も発生している。このため、鳥獣を適切に保護しつつ、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者のあつれきの最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められる。令和４年（2022）年に採択された生物多様性に関する新たな世界目標では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復させる、自然再興（ネイチャーポジティブ）が目標として掲げられ、その中において、絶滅危惧種の絶滅回避、人間と野生生物とのあつれきの最小化等の行動が各国に求められており、国では令和５年３月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を制定し、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーポジティブ経済の実現などの５つ柱の施策を推進することとされた。そのうち、鳥獣の管理の分野については、種の保全に配慮しつつ、野生鳥獣とのあつれき緩和に向けた取組を強化するため、「里地里山の自然資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分け」等の生息環境管理に取り組むこととされた。

さらに、令和７年９月に改正施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）では、クマやイノシシの危険鳥獣へ人の日常生活圏への侵入防止に関する事項について、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針」に新たに対策を盛り込むとともに、人の日常生活圏に侵入した場合等の緊急銃猟制度が設けられた。こうした状況を踏まえ、県においても、危険鳥獣の被害防止対策や緊急時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、市町村や関係団体と連携しながら、体制を整備することとしている。

県では「いわて県民計画（2019～2028）」並びに「岩手県環境基本計画」に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・自然との共生に取り組むこととしており、令和８年３月にはこうした動向等を踏まえて「岩手県環境基本計画」を改訂し、ネイチャーポジティブの要素等を新たに盛り込み、自然環境保全活動の促進や、野生動植物との共生の推進、鳥獣被害の抑制等に取り組むこととしている。

こうした状況を踏まえ、法第４条の規定に基づき、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、第14次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を策定する。

第一　計画の期間

1　計画の期間

(1)　計画の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間とする。

(2)　計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1　鳥獣保護区の指定

(1)　方針

ア　指定に関する中長期的な方針

本県では、第13次計画の終了時までに県土の約8.4％にあたる129箇所・127,780haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものである。必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新を検討する。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

（ア）　鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

（イ）　鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。

なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。また鳥獣保護区の維持管理手法を含め、人の日常生活圏への危険鳥獣の侵入に繋がらないよう配慮する。

（ウ）　希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努める。

なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすことが危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

（エ）　自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包合するよう考慮する。

（オ）　鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、特定

猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。

なお、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行することを検討する。

（カ）　本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。

（キ）　鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内においても指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

イ　指定区分ごとの方針

指定区分	方針
（ア）森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
（イ）大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
（ウ）集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえた上で、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
（エ）集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
（オ）希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
（カ）生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
（キ）身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

（２）鳥獣保護区の指定等計画

① 総括表

指定区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（A）		本計画期間に指定する鳥獣保護区 R9	R10	R11	R12	R13	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	118	79	箇所						
	面積ha	35,400	89,870	変動面積						
大規模生息地	箇所		1	箇所						
	面積ha		16,262	変動面積						
集団渡来地	箇所		4	箇所						
	面積ha		3,516	変動面積						
集団繁殖地	箇所		3	箇所		（計画なし）				
	面積ha		75	変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		8	箇所						
	面積ha		6,044	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積ha			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		32	箇所						
	面積ha		11,975	変動面積						
計	箇所		127	箇所						
	面積ha		127,742	変動面積						

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 R9	R10	R11	R12	R13	計(C)	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 R9	R10	R11	R12	R13	計(D)
							1				1
							164				164
	（計画なし）										
							1				1
							164				164

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 R9	R10	R11	R12	R13	計(E)	計画期間中の増減＊	計画終了時の鳥獣保護区＊＊
							79
						▲ 164	89,706
							1
							16,262
							4
							3,516
							3
	（計画なし）						75
							8
							6,044
							32
							11,975
							127
						▲ 164	127,578

＊箇所数はB-E
面積はB+C-D-E

＊＊箇所数はA+B-E
面積はA+B+C-D-E

注1 国指定鳥獣保護区（集団繁殖地2箇所、38ha）は含まない。

注2 森林鳥獣生息地の「指定の目標」の算定方法は、次のとおり。

①箇所数 ＝ 岩手県の森林面積1,174,333ha÷10,000ha≒118箇所（森林面積10,000haごとに1箇所を選定）

②面積 ＝118箇所×300ha（1箇所当たり最低基準）＝35,400ha

注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

② 鳥獣保護区の指定計画

（ア） 森林鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

（イ） 大規模生息地の保護区

指定計画なし

（ウ） 集団渡来地の保護区

指定計画なし

（エ） 集団繁殖地の保護区

指定計画なし

（オ） 希少鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

（カ） 生息地回廊の保護区

指定計画なし

（キ） 身近な鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

③ 既指定鳥獣保護区の変更計画（期間更新を含む。）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R9	身	雫石川東部	期間更新	104	0	104	R9.11.1		
	身	高松公園	期間更新	60	0	60	～R19.10.31		
	身	盛岡市湯沢	期間更新	21	0	21			
	森	岩洞湖	期間更新	1,680	0	1,680			
	森	八幡平市金沢	期間更新	545	0	545			
	森	葛巻町平庭	期間更新	560	0	560			
	森	豊沢ダム	期間更新	250	0	250			
	身	展勝地	期間更新	590	0	590			
	身	遠野市小友	期間更新	179	0	179			
	森	胆沢ダム	期間更新	648	0	648			
	森	仙人峠	期間更新	527	0	527			
	身	釜石	期間更新	219	0	219			
	森	大槌町尺丈沢	期間更新	121	0	121			
	希	宮古市鮭山	期間更新	647	0	647			
	森	船越半島	期間更新	730	0	730			
	森	山田町小谷鳥	期間更新	800	0	800			
	希	岩泉町小本	期間更新	225	0	225			
	森	洋野町滝沢	期間更新	720	0	720			
		18箇所		8,626	0	8,626			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R10	森	盛岡市小貝沢	期間更新	2,323	0	2,323	R10.11.1		
	森	八幡平市安比高原	期間更新	445	0	445	～R20.10.31		
	森	雫石町篠崎	期間更新	236	0	236			
	森	毒ヶ森	期間更新	1,834	0	1,834			
	森	早池峰山	期間更新	8,150	0	8,150			
	森	遠野市上郷中山	期間更新	232	0	232			
	身	西和賀町志賀来山	期間更新	108	0	108			
	身	奥州市水沢大師山	期間更新	40	0	40			
	森	大窪山五葉山	期間更新	915	0	915			
	森	三陸町首崎	期間更新	34	0	34			
	身	釜石市外山	期間更新	75	0	75			
	森	宮古市佐賀部	期間更新	100	0	100			
	森	宮古市刈屋	期間更新	1,369	0	1,369			
	希	岩泉町伏屋	期間更新	1,357	0	1,357			
	希	岩泉町追子沢	期間更新	362	0	362			
	森	普代村黒崎	期間更新	306	0	306			
	森	野田村横合	期間更新	310	△ 164	146		農業被害対策	
	森	洋野町青菜畑	期間更新	94	0	94			
計		18箇所		18,290	△ 164	18,126			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R11	大	八幡平	期間更新	16,262	0	16,262	R11.11.1		
	森	滝沢市滝沢	期間更新	1,707	0	1,707	～R21.10.31		
	森	葛巻町外川	期間更新	1,110	0	1,110			
	森	花巻市戸塚森森林公園	期間更新	23	0	23			
	森	焼石連峰	期間更新	7,189	0	7,189			
	身	宮古市十二神山	期間更新	120	0	120			
	繁	山田町船越大島	期間更新	18	0	18			
	森	久慈市侍浜	期間更新	200	0	200			
	森	久慈市山根	期間更新	668	0	668			
	森	久慈渓流	期間更新	2,086	0	2,086			
計		10箇所		29,383	0	29,383			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R12	森	八幡平市矢神岳	期間更新	675	0	675	R12.11.1		
	森	滝沢市砂込	期間更新	457	0	457	～R22.10.31		
	森	雫石町	期間更新	2,280	0	2,280			
	森	葛巻町黒森	期間更新	1,255	0	1,255			
	森	岩手町	期間更新	3,837	0	3,837			
	森	五葉山	期間更新	2,489	0	2,489			
	森	陸前高田市箱根山	期間更新	40	0	40			
	森	宮古市崎山	期間更新	1,089	0	1,089			
	身	浄土ヶ浜・蛸の浜	期間更新	241	0	241			
	森	二戸市上斗米	期間更新	1,265	0	1,265			
	森	鳥越	期間更新	182	0	182			
計		11箇所		13,135	0	13,135			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R13	森	家畜改良センター岩手牧場	期間更新	868	0	868	R13.11.1		
	森	北上市飛勢城	期間更新	129	0	129	～R23.10.31		
	森	奥州市前沢月山	期間更新	90	0	90			
	森	宮古市川井達曽部	期間更新	978	0	978			
	森	洋野町種市中野西部	期間更新	1,090	0	1,090			
	森	九戸村夏間木	期間更新	51	0	51			
計		6箇所		3,206	0	3,206			

注　指定区分は、次のとおり。

森⇒森林鳥獣生息地、大⇒大規模生息地、渡⇒集団渡来地、繁⇒集団繁殖地、

希⇒希少鳥獣生息地、回⇒生息地回廊、身⇒身近な鳥獣生息地

（参考）　国指定鳥獣保護区の指定状況（更新等は環境省が行う。）

区分	名称	所在地	面積	存続期間	備考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	30ha	R3.11.1～R23.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	R4.11.1～R24.10.31	全域が特別保護地区に指定

2　特別保護地区の指定

(1)　方針

ア　指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第 13 次計画終了時までに 10 箇所（6,154ha）を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる８箇所（6,136ha）を、引き続き指定（再指定）する。ただし、指定期間内に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討することとする。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

イ　指定区分ごとの方針

指　定　区　分	方　　針
（ア）　森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
（イ）　大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
（ウ）　集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
（エ）　集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
（オ）　希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
（カ）　生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
（キ）　身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

ウ　特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。

（２）特別保護地区指定計画

指定区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)					
					R9	R10	R11	R12	R13	計（B）
森林鳥獣生息地	箇所	40	6	箇所	1	2	1	2		6
	面積ha	8,987	4,326	変動面積						
大規模生息地	箇所		1	箇所			1			1
	面積ha		1,742	変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積ha			変動面積						
集団繁殖地	箇所		2	箇所						
	面積ha		19	変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積ha			変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積ha			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所				1		1
	面積ha		67	変動面積						
計	箇所		10	箇所	1	2	2	3		8
	面積ha		6,154	変動面積						

本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
R9	R10	R11	R12	R13	計（C）	R9	R10	R11	R12	R13	計（D）
	（計画なし）						（計画なし）				

本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増減＊	計画終了時の特別保護地区＊＊
R9	R10	R11	R12	R13	計（E）		
						6	12
							4,326
						1	2
							1,742
	（計画なし）						2
							19
						1	2
							67
						8	18
							6,154

＊箇所数はB-E
面積はB+C-D-E

＊＊箇所数はA+B-E
＊＊面積はA+B+C-D-E

注1　国指定鳥獣保護区特別保護地区（集団繁殖地２箇所、38ha)は除く。
注2　森林鳥獣生息地の指定の目標の算定方法は、次のとおり。
①　箇所数　＝　本計画終了時の森林鳥獣生息地の保護区の箇所数79×1/2　≒　40箇所
②　面積　　＝　　〃　　の面積89,870ha×1/10　＝　8,987ha

（３）特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域		
	指定区分	鳥獣保護区名称	指定面積ha	存続期間	指定面積	存続期間	指定面積ha	存続期間	備　　考
R9	森林鳥獣生息地	岩洞湖	1,680	H29.11.1～R9.10.31	620	H29.11.1～R9.10.31			
	計	１箇所	1,680		620				
R10	森林鳥獣生息地	盛岡市小貝沢	2,323	H30.11.1～R10.10.31	101	H30.11.1～R10.10.31			
	計	１箇所	2,323		101				
R10	森林鳥獣生息地	早池峰山	8,150	H30.11.1～R10.10.31	2,422	H30.11.1～R10.10.31			
	計	１箇所	8,150		2,422				
R11	大規模生息地	八幡平	16,262	R1.11.1～R11.10.31	1,742	R1.11.1～R11.10.31			
	計	１箇所	16,262		1,742				
R11	集団繁殖地	山田町船越大島	18	R1.11.1～R11.10.31	18	R1.11.1～R11.10.31			
	計	１箇所	18		18				
R12	森林鳥獣生息地	五葉山	2,489	R2.11.1～R12.10.31	1,151	R2.11.1～R12.10.31			
	計	１箇所	2,489		1,151				
R12	森林鳥獣生息地	滝沢市砂込	457	R2.11.1～R12.10.31	15	R2.11.1～R12.10.31			
	計	１箇所	457		15				
R12	身近な鳥獣生息地	浄土ヶ浜・蛸の浜	241	R2.11.1～R12.10.31	67	R2.11.1～R12.10.31			
	計	１箇所	241		67				
合計		８箇所	31,620		6,136				

注１　鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

３　休猟区の指定

本計画期間中は休猟区を指定しない。ただし、狩猟鳥獣の生息数を回復する必要がある場合は、下記により指定を検討する。

(1)　休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。

(2)　これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として２年間とする。

(3)　道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

(4)　休猟区において、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシを狩猟により捕獲することが、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、第二種特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる区域（以下「特定休猟区」という。）への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

4　鳥獣保護区の整備等

(1)　方針

ア　鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。

イ　鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。

ウ　鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。

エ　人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。

オ　鳥獣保護巡視員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査する等、鳥獣保護区の管理の充実に努める。

(2)　整備計画

ア　管理施設の整備

区　　分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
鳥獣保護区の標識の設置（県内一円）	18箇所100枚	18箇所150枚	10箇所130枚	11箇所150枚	6箇所40枚
管理施設（ﾈｲﾁｬｰｾﾝﾀｰ）の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

イ　利用施設の整備

区　　分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
観察路、観察舎等（ﾈｲﾁｬｰｾﾝﾀｰ）の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				
その他の施設（鳥獣保護区の給餌・給水施設等）の整備（県内一円）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

ウ　調査、巡視等の計画

区　　分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
巡視（県内一円）（鳥獣保護巡視員）	箇所数	129	129	129	129	129
	人　員	75	75	75	75	75
調　　査		必要に応じて管理のための調査を実施する。				

(3)　保全事業を実施する予定の鳥獣保護区等の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の２の規定に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1　鳥獣の人工増殖

現在、県では人工増殖を実施していないが、希少鳥獣等の人工増殖については、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。

県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

2　放鳥獣

県では、昭和 40 年度からキジの放鳥を開始し、平成 16 年度までは毎年 1,000～2,000 羽放鳥していたが、平成 17 年度からは 800～900 羽、平成 21 年度からは 200～500 羽程度放鳥してきた。(そのほかに、猟友会、市町村等でも放鳥している)。

しかし、放鳥効果測定調査のため装着した標識の回収率が低く、環境に順応して定着できる個体の割合が低いと考えられること、放鳥数とキジの捕獲数の関連性が認められないことを踏まえ、本計画期間中はキジの放鳥を行わない。

狩猟鳥獣である哺乳類及び外来鳥獣並びに生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1)　希少鳥獣

法第２条第４項に基づき環境省令で定める鳥獣及び国のレッドリストにおいて絶滅危惧種ＩＡ、ＩＢ類又は II 類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これらの種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

(2)　狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されたことから、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じてきた。本計画の期間中においても、捕獲等の禁止の措置を維持しつつ、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護及び管理のための措置を講じる。

(3)　外来鳥獣

外来鳥獣は、本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥獣とし、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないよう、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

(4)　指定管理鳥獣

法第２条第５項の規定に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

なお、県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案の上、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5)　一般鳥獣

上記(1)～(4)以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況等を踏まえ、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

2　捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(1)　許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第９条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しない。

ア　捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合

イ　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、絶滅のおそれを著しく増加させる等鳥獣の保護又は生物多様性に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ　鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ　捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

カ　特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

キ　愛がんのための飼養を目的としている場合

ク　法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条の規定に基づく捕獲等を行う場合。ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

ケ　法第 38 条第２項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第 34 条の２の規定に基づき市町村が実施する緊急銃猟又は法第 38 条の２の規定による都道

府県知事の許可を受けた麻酔銃猟については、この限りでない。

(2)　許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3)　わなの使用に当たっての許可基準

ア　わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマやカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、鳥類の捕獲については、防除対策によって被害が防止できないと認められる場合に限り、わなの使用を許可することができるものとする。

使用目的	基　　準
①　獣類の捕獲等の目的 （③の場合を除く。）	・　くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 ・　とらばさみは認めない。ただし、学術研究又は希少鳥獣の保全・救護等の特定の目的において、個体への損傷の程度、錯誤捕獲を防止するための措置等に基づき、当該猟具を使用することがやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。
②　イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、アの規制に加えて、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
③　ツキノワグマの捕獲等の目的	くくりわなの強度によってはクマが暴れるなどによりわなが破損し、捕獲者等に危険をおよぼすおそれがあるため、はこわなに限ること。
④　小型の鳥獣の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下で、はこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が概ね 160 センチメートル以下であること。

イ　標識の装着に関する基準

法第９条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認める。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認める。

(5)　鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲許可にあたっては、非鉛弾への切り替えを促進・支援する取組に努める。

3　目的別の捕獲許可の基準

3－1　学術研究を目的とする場合

(1)　学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ア　研究の目的及び内容

次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当するものであること。

（ア）　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

（イ）　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

（ウ）　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

（エ）　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ　許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ　鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ　期間

１年以内。

オ　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ　方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

（ア）　法第 12 条第１項又は第２項の規定に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

（イ）　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ　捕獲等又は採取等後の措置

（ア）　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

（イ）　個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

（ウ）　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2)　標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ　鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

網、わな又は手捕。

カ　捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。

なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

３－２　鳥獣の保護を目的とする場合

(1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

イ　鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ　期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ　区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ　方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2)　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

イ　鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

申請者の職務上必要な区域

オ　方法

禁止猟法は認めない。

(3)　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

イ　鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

必要と認められる区域。

オ　方法

禁止猟法は認めない。

３－３　鳥獣の管理を目的とする場合

(1)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア　許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の（ア）から（エ）の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

（ア）　従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

（イ）　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

（ウ）　当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

（エ）　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ　鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ　期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮すること。

エ　区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ　方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

ア　被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うこととし、生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、市町村等関係機関との連携協力により進める。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

イ　予察捕獲の基本的考え方

予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、被害防除対策等を行ってなお恒常的に被害が発生し、捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対応する。

ウ　鳥獣の適正管理の実施

（ア）　方針

農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理等総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

（イ）　第二種特定鳥獣の被害防除対策

鳥獣のうち特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして第二種特定鳥獣としているツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ及びニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害と個体群維持のバランスを図りながら総合的な対策を推進する。

（ウ）　地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村の取組を促進する。

（エ）　被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

㋐　方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行う。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該鳥獣等に対して、有害鳥獣捕獲又は外来生物法の規定により適切に対処する。

㋑　許可基準

a　許可対象者等

(a)　有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、法第 18 条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるものとする。

(b)　有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（(a)の許可申請者をいう。ただし、法人にあっては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第１種銃猟免許又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲等ができるものとする。

i　小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

・住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

・農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、１日１回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

ii　被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

iii　農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

iv　許可申請者が法人で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行う。また、当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(c)　有害捕獲に当たっては、捕獲実施者の中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるようにする。

(d)　捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者とする。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシン及びアライグマを捕獲する場合及び３－３(2)ウ（エ）㋐a(b)ただし書き（20 ページ）に掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

i　鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）に任命された者又は地区猟友会長等の推薦を受けた者。

ii　捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。

iii　銃を使用しない捕獲（ツキノワグマの捕獲を除く。）を実施する場合において、当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕獲に従事しようとする者。

b　鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

(a)　有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

(b)　捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とする。

(c)　鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行う。

i　現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii　建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

iii　捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、

頭、個）であるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ⅰ～ⅲは適用しない。

c　期間

(a)　原則として被害が生じている時期（予察捕獲の場合を除く。）のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。

(b)　有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避ける。

(c)　狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間とするものとし、併せて、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

d　区域

(a)　有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、この限りでない。

(b)　被害が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。

(c)　鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

e　方法

(a)　有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法（銃器、網又はわな）による。

(b)　空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限る。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。

(c)　法第 15 条第 1 項の規定に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しない。

(d)　(c)の禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努める。

(e)　有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意する。

f　鳥獣の種類別許可基準

a から e に掲げるもの（以下この項において「共通許可基準」という。）のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を別表のとおりとする。

エ　被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての

被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

（別表）　鳥獣の種類別の許可基準（令和９年４月１日現在）

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	ツキノワグマ、ニホンザル以外の権限移譲された鳥獣	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり。ただし、別表１に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	鳥類の卵の採取等を除く。
県	外来鳥獣	共通許可基準のとおり	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣（環境大臣権限以外の鳥獣）	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	

※　ツキノワグマ及びニホンザルに係る許可基準については、それぞれの鳥獣の管理検討協議会で方針を決定し、「ツキノワグマ管理計画」、「ニホンザル管理計画」において規定する。

（別表１）捕獲実施者１人当たりの捕獲等の数の制限

鳥獣名	捕獲実施者１人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200 羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50 羽以内

３－４　その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲においては、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア　許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ　鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ　期間

６か月以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

禁止猟法は認めない。

(2)　愛がんのための飼養の目的

愛がんのための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア　許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ　鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ　期間

６か月以内。

エ　区域

住所地と同一都道府県の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ　方法

網、わな又は手捕

(4)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア　許可対象者

祭礼行事､伝統的生活様式の継承に係る行為の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)。

イ　鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)。

ウ　期間

30 日以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

禁止猟法は認めない。ただし、矢を用いる場合であって、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がないと認められる場合は、この限りでない。

(5)　前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断

する。また、公益上の目的で山林内の施設の点検、整備等への同行及びそれに伴う鳥獣の捕獲についてもその目的や必要性を十分踏まえた上で判断する。

4　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4－1　捕獲許可した者への指導

(1)　捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設等することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第 19 条で定められた場合を除く。）。豚熱（ＣＳＦ） 等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、カモシカ及びツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、捕獲物を製品化して利用しようとする者の申請を受けて県が交付する目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第 40 号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項の規定に反する場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(2)　従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適性を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3)　危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4)　錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえた上で、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲

を防止するよう指導する。

特にクマは錯誤捕獲が生じると、個体の取扱が危険であるなどその対応に多大な労力を要することなどから、わなの設置方法を工夫することなどにより錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲した鳥獣を放獣する場合には迅速かつ安全な放獣が実施できるように、実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行い、適切に対応するなど、錯誤捕獲した鳥獣を捕獲等する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

４－２　許可権限の市町村長への委譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、３－３(2)ウ（エ）㋐ f「鳥獣の種類別許可基準」（22 ページ）に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

市町村は、市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については、法令、県条例及び規則、本計画及び第二種特定鳥獣管理計画に沿って適切に事務を遂行する。

また、県は、市町村の許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

４－３　鳥類の飼養登録

(1)　方針

野生の鳥類は、本来自然のままで保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。

なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然として見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な対応に努める。

(2)　飼養適正化のための指導内容

ア　広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。

イ　現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。

（ア）　登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証（現　装着登録票）の導入以前から更新されている等の長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。

（イ）　装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

ウ　他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。

エ　違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護巡視員等による定期的な巡回指導を行う。

オ　違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

４－４　販売禁止鳥獣等の販売許可

(1)　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可する。

ア　販売の目的が法第 24 条第１項又は法施行規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

イ　捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2)　許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

４－５　住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

県は、市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の２第１項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び猟により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

また、麻酔銃猟を実施する際は、県、警察、市町村、猟友会等が連携し、県民や捕獲従事者に危険が及ばない態勢で行う。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

１　特定猟具使用禁止区域の指定

(1)　方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第 13 次計画終了時までに 87 箇所（84,111ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

ア　銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化

等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として 10 年間とする。

イ　学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。

ウ　特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。

エ　わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まる等本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

オ　本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

（2）特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域（A		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					
				R9	R10	R11	R12	R13	計（B）
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	187	箇所	1					1
	面積 ha	84,111	変動面積	66					66
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所						
	面積 ha		変動面積						

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
R9	R10	R11	R12	R13	計（C）	R9	R10	R11	R12	R13	計（D）
			1		1	1		1			2
			38		38	273		36			309

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減＊	計画終了時の特定猟具使用禁止区域＊＊
R9	R10	R11	R12	R13	計（E）		
						1	188
		（計画なし）				△ 205	83,906

＊箇所数はB-E
面積はB+C-D-E

＊＊箇所数はA+B-E
面積はA+B+C-D-E

（３）特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備　　考
R9	盛岡市	盛岡市生出	17	R9.11.1～	再指定
	盛岡市	盛岡市生出第二	82	R19.10.31	再指定
	八幡平市	八幡平市東八幡平	685		再指定
	八幡平市	八幡平市田山	58		再指定
	八幡平市	八幡平市新町	215		再指定
	葛巻町	葛巻町小苗代	22		再指定
	岩手町	岩手町大森	660		再指定
	岩手町	岩手町一方井	204		再指定
	花巻市	花巻市昌歓寺	25		再指定
	花巻市	花巻市	5,568		再指定
	花巻市	花巻市尻平川	31		再指定
	北上市	北上市	5,517		再指定
	遠野市	遠野市福泉寺・駒木	722		再指定
	遠野市	遠野市猿ヶ石川	2,923		再指定
	奥州市	奥州市水沢羽田	251		再指定
	奥州市	奥州市胆沢南都田本木	432		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳供養塚蛸の手	750		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳出店	106		再指定
	奥州市	奥州市胆沢小山外浦	143		再指定
	奥州市	奥州市衣川豊巻土屋	70		再指定
	平泉町	平泉町志羅山	270		再指定
	一関市	一関市千厩町千厩	558		再指定
	一関市	藤沢町藤沢	204		再指定
	大船渡市	大船渡市今出山電話ケーブル	65		再指定
	大船渡市	大船渡市三陸町吉浜	260		再指定
	住田町	住田町下大股電話ケーブル	52		再指定
	大槌町	大槌町大槌	193		再指定
	山田町	山田町豊間根	250		再指定
	岩泉町	岩泉町小本川	250		再指定
	久慈市	久慈市宇部	197		再指定
	普代村	普代村鳥居	91		再指定・縮小
	二戸市	二戸市	603		再指定
	二戸市	二戸市浄法寺	480		再指定
	一戸町	御所野遺跡	66		新規
	一戸町	一戸町奥中山高原ｽｷｰ場	1205		再指定
	一戸町	一戸町一戸	264		再指定
	R9計	36	23,332		

R10	盛岡市	盛岡市旗井沢	65	R10.11.1～	再指定
	花巻市	花巻市銭根	158	R20.10.31	再指定
	花巻市	花巻市石鳥谷町八重畑	151		再指定
	奥州市	奥州市前沢合ノ沢	145		再指定
	奥州市	奥州市胆沢ひめかゆスキー場・衣川増沢	137		再指定
	一関市	一関市萩荘厳美	309		再指定
	一関市	一関市相川	37		再指定
	一関市	一関市花泉町金沢	108		再指定
	一関市	一関市花泉町涌津	26		再指定
	一関市	一関市東山町猊鼻渓	364		再指定
	大船渡市	盛川・大船渡湾	920		再指定
	大船渡市	大船渡市蛸ノ浦	97		再指定
	大船渡市	三陸町北里	176		再指定
	大船渡市	大窪山	576		再指定
	大船渡市	鷹生ダム	59		再指定
	陸前高田市	陸前高田市矢作	38		再指定
	陸前高田市	陸前高田市嶋部・気仙川	110		再指定
	住田町	住田町世田米駅	70		再指定
	住田町	住田町上有住土倉	35		再指定
	釜石市	釜石市日向	34		再指定
	釜石市	橋野鉄鉱山	7		再指定
	山田町	山田町田名部	20		再指定
	岩泉町	岩泉町浅内	40		再指定
	田野畑村	田野畑村尾肝要	20		再指定
	洋野町	洋野町城内	12		再指定
	洋野町	洋野町伝吉	57		再指定
	洋野町	洋野町金ケ沢	127		再指定
	洋野町	洋野町水沢	155		再指定
	二戸市	二戸市猿越峠	40		再指定
	R10計	29	4,093		
R11	八幡平市	八幡平市安比竜ヶ森	3,065	R11.11.1～	再指定・縮小
	滝沢市	滝沢市柳沢	79	R21.10.31	再指定
	滝沢市	滝沢市一本木上郷	154		再指定
	滝沢市	滝沢市滝沢	313		再指定
	葛巻町	葛巻町葛巻	80		再指定
	奥州市	奥州市前沢松ノ木沢	258		再指定
	奥州市	奥州市前沢岩堰川	147		再指定
	奥州市	岩手県林木育種場	95		再指定
	金ヶ崎町	金ヶ崎町東部地区	2,755		再指定
	金ヶ崎町	金ヶ崎町六原千貫石	914		再指定
	一関市	一関市花泉町大沢田	32		再指定
	大船渡市、住田町	長岩鉱山	824		再指定
	大船渡市	大船渡綾里電話ケーブル	43		再指定
	大船渡市	越喜来吉浜電話ケーブル	26		再指定
	大船渡市	大船渡住田電話ケーブル	36		再指定
	釜石市	釜石市鵜住居	169		再指定
	宮古市	宮古市中川井	14		再指定
	田野畑村	田野畑村長嶺	107		再指定
	田野畑村	田野畑村浜岩泉	170		再指定
	R11計	19	9,281		

R12	八幡平市	八幡平市平笠	351	R12.11.1～	再指定
	雫石町	雫石町長山	656	R22.10.31	再指定
	葛巻町	葛巻町寺田	45		再指定
	矢巾町	矢巾町中央	517		再指定・拡大
	矢巾町	矢巾町流通センター	257		再指定
	花巻市	花巻市東和町土沢	400		再指定
	花巻市	花巻市東和町向田瀬	213		再指定
	遠野市	遠野市山喜	24		再指定
	奥州市	水沢測地観測所	46		再指定
	奥州市	奥州市国見平スキー場	210		再指定
	奥州市	奥州市江刺柏木沢	103		再指定
	奥州市	奥州市江刺宿ノ平・根木町	399		再指定
	一関市	藤沢町相川ダム	19		再指定
	一関市	藤沢町金越沢ダム	33		再指定
	一関市	藤沢町千松ダム	7		再指定
	大船渡市	三陸町綾里川ダム	8		再指定
	山田町	山田町四十八坂	250		再指定
	軽米町	軽米町山内	135		再指定
	軽米町	軽米町小軽米	51		再指定
	R12計	19	3,724		
R13	盛岡市	盛岡市大ヶ生	18	R13.11.1～	再指定
	八幡平市	八幡平市松尾普請場	51	R23.10.31	再指定
	紫波町	紫波町中央	1,140		再指定
	紫波町	紫波町長岡	36		再指定
	紫波町	紫波町水分	82		再指定
	紫波町	紫波町赤沢	79		再指定
	紫波町	紫波町彦部	148		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳中横沢原	75		再指定
	一関市	一関市花泉町悪法師	22		再指定
	宮古市	宮古市小国	105		再指定
	野田村	野田村城内	636		再指定
	九戸村	九戸村江刺家	81		再指定
	R13計	12	2,473		

2　特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3　猟区の設定のための指導

(1)　方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。計画期間内において新規設定する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請等を踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成等に努める。

(2)　設定指導の方法

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

4　指定猟法禁止区域

(1)　方針

ア　指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛汚染が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域３箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計 1,827ha））について、平成 12 年度に鉛散弾規制地域に指定していたが、平成 17 年度からこれらの３箇所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

イ　許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しない。

ウ　条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付す。

(2)　指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛汚染が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行う等、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六　第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1　第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

本県において、本計画の期間中に、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、当該鳥獣を対象に、第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

2　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1)　計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

(2)　計画の作成方針

本県においては、次の第二種特定鳥獣について第二種鳥獣特定管理計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。ニホンザルの生息区域が拡大し、地域個体群の適正な管理と農作物被害の抑制が必要と認められることから、本次計画から新たにニホンザルを対象に第二種鳥獣特定管理計画を作成する。

なお、これ以外の鳥獣で人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
令和９年度	地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減。	ニホンジカ	令和９～13 年度	全県
令和９年度	地域個体群の適正な管理と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	令和９～13 年度	全県
令和９年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	令和９～13 年度	全県
令和９年度	生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制。	イノシシ	令和９～13 年度	全県
令和９年度	地域個体群の適正な管理と農林業被害の抑制。	ニホンザル	令和９～13 年度	全県

(3)　計画の作成・見直し

第二種特定鳥獣管理計画の作成は、法第７条の２の規定に基づくほか必要な検討・評価を行い、

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行う。

計画の目標の設定に当たっては、人と鳥獣との適切な関係を構築するという特定計画の目的に照らして目指すべき状態を具体的に設定するものとし、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、極力数値による評価が可能な管理の目標設定に努める。

目標の達成状況の評価のため、生息数や捕獲・目撃地点の分布等について、モニタリングを実施し、中長期的な視点での評価を行う。特に、農林業への被害軽減に向けては、農地や人工林など被害が発生している地域やその周辺で、加害個体を捕獲することとし、管理目的が達成されるよう、モニタリング結果に基づき必要に応じて捕獲数を見直すなど順応的な管理を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

(4)　管理事業

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、関係機関と連携して効果的な管理事業に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成する。

第七　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

1　計画的な管理施策

危険鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、捕獲等、生息環境管理、被害防除対策等について、長期的視点に立ち計画的な管理を行う。

(1)　捕獲等

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として、捕獲許可を受けて行う第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的での捕獲等や指定管理鳥獣捕獲等事業により、人の日常生活圏に出没しないよう、山野において平時から長期的視点に立ち、計画的に捕獲等を行う。

(2)　生息環境管理

危険鳥獣の人の日常生活圏へ侵入を防止するためには、危険鳥獣の捕獲だけでなく、危険鳥獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境を整備していく必要がある。森林・農地・河川等の管理部局や市町村と調整し、具体的には集落周辺の森林や耕作放棄地等において藪の刈り払い行うとともに、河川敷などの市街地等への侵入ルートとなりうる緑地帯などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

また、ツキノワグマについては、良好な生息環境の保全を図るコア生息地となる奥山や人間活

動とクマの生息の両立を図る緩衝地帯となる里山等において人工林からの針広混交林や広葉樹林への誘導、病害虫被害の防除等を行うことで、採餌環境を改善し人の日常生活圏に依存する個体を防ぐことにつなげる。

(3)　被害防除対策

危険鳥獣の被害防除対策としては、集落周辺における放任果樹、生ゴミ、コンポスト、未収穫作物等の誘引物を除去することで人の日常生活圏への出没を抑制する。また追い払いを行うことで、人に対する警戒心を植え付ける。市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域においては、防護柵の設置が有効な場合もあり、必要に応じて設置を検討する。

危険鳥獣への具体的対策のうち、ツキノワグマに関しては、捕獲、生息環境管理及び被害防除対策の詳細に関しては「ツキノワグマ管理計画」において定めるものとし、緊急銃猟への対応等に関しては、「岩手県ツキノワグマ等市街地出没時対応マニュアル」において定めるものとする。

2　適切な情報発信

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、関係機関、地域住民等の理解と協力が必要である。このため、危険鳥獣に関する正しい知識や人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な対策等について、適切に情報発信を行う。

ツキノワグマについては、越冬準備期に当たる秋期において、主要な食物が欠乏すると大量出没が発生し、人身被害が急増することから、出没予測を継続して実施するとともに、過去の出没事例から出没危険個所をあらかじめ抽出し、平時からの生息環境管理や被害防除対策の予防的な措置に活用する。

イノシシについては、被害を予防する観点から、モニタリング等により出没の兆候を把握し、出没の抑制に努める。

第八　鳥獣の生息状況等の調査に関する事項

1　方針

鳥獣の生息実態や鳥獣による被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、国、市町村、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、国の捕獲情報収集システム等を活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からのＤＮＡ解析の活用等によるより精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

2　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

(1)　方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、必要な対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用する等、情報収集の充実を図る。

(2) 鳥獣生息分布等調査

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用等により、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

保護対策が重視される種（イヌワシ等希少猛禽類等）や、被害が拡大傾向にある種（ニホンザル、イノシシ等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

特にニホンザル・イノシシについては、第13次計画期間中に実施した生息状況調査等を踏まえ、年間を通じた生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付けない集落の環境整備の指導普及等の被害防除対策を行う。

(3) 希少鳥獣等調査

過去（第6次～第8次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備等必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴する等して、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに活用する。

調査対象鳥獣	年度	調　査　方　法　・　内　容	調査地域	調査時期
イヌワシ	令和９～13	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における行動形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通　年

（参考）野生鳥獣保護調査の実績

第１期調査(昭和62～平成元年度) ツキノワグマ生息実態調査
第２期調査(平成２～４年度) 特殊鳥類生息実態調査
第３期調査(平成５～６年度) 小型ワシタカ類生息実態調査
第４期調査(平成７～８年度) フクロウ科生息実態調査
第５期調査(平成８～10年度) イヌワシ生息状況調査
第６期調査(平成10～12年度) ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

イ　調査計画

対象地域名	調査年度	調　査　方　法	備　　考
渡来地全域	令和９～13	県内全域において、１月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	令和９～13	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

(5)　狩猟鳥獣生息状況調査

ア　方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

イ　狩猟鳥獣生息調査

（ア）　調査の概要

狩猟鳥獣（特定鳥獣を除く。）について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（以下「狩猟者等」という。）からの捕獲報告及び個体の回収等により生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

（イ）　調査計画

対象鳥獣	調査年度	調　査　内　容	調　査　方　法	備　考
キジ・ヤマドリ	令和９～13	出合い数、出合い場所等	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	令和９～13	捕獲日、捕獲場所、捕獲数等	狩猟者等からの捕獲報告	通　年

ウ　狩猟実態調査

（ア）　調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

（イ）　調査計画

対象種類	調査年度	調　査　内　容	調　査　方　法	備　　考
狩猟鳥獣全種	令和９～13	捕獲鳥獣の種類別数量、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約 3,600 人／年

(6)　第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ア　方針

第二種特定鳥獣については、科学的・計画的な管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な管理対策を講じる。

イ　調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ニホンジカ	令和９～13	ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故等生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカほどではないものの農林産物への食害が確認されている。さらにニホンザルについては、農作物被害が増加傾向にあり、生活環境被害も増加傾向にある。また、生息数の増加や生息域の拡大が懸念される状況である。 これらの課題に対応するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の管理施策に反映させる。
ツキノワグマ	令和９～13	
カモシカ	令和９～13	
イノシシ	令和９～13	
ニホンザル	令和９～13	

3　法に基づく諸制度の運用状況調査

(1)　鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定の上、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2)　捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な項目を定め、報告させる※。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲に関する情報収集についても、錯誤捕獲を防止し、安全かつ確実な捕獲技術の開発を進めていくうえで不可欠なものであり、捕獲効率の向上及び捕獲意欲の低下防止などの効果が期待される。そのため、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求める。

※　緊急銃猟の実施報告については環境省で取りまとめており、市町村は緊急銃猟を実施した際の報告を県を経由して行うことから、これに協力する。

(3)　制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに、国に情報提供する。

4　新たな技術の研究開発・普及

(1)　捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術の開発・導入、わな猟については、新しい猟具の技術開発、ＩＣＴ等を活用した捕獲技術の普及、錯誤捕獲が少なくかつ効率的に捕獲できるくくりわなやはこわなの導入等、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の活用及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め普及に努める。

(2)　被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣による被害発生メカニズムを明らかにし、ドローンやＩＣＴ等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払い等の技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

(3)　捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の導入を支援する。

第九　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1　鳥獣の保護及び管理を進める行政機関

(1)　方針

鳥獣の保護及び管理を進める鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局保健福祉環境部等）に必要人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護管理事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2)　配置計画

区　　分	現　況　（人）			計画終了時　（人）			備　　考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】（野生生物担当）	8	0	8	8	0	8	野生生物担当　８人 ・野生生物の保護及び管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】（保健福祉環境部）	10	0	10	10	0	10	広域振興局保健福祉環境部等　９人 シカ対策員　１人 ・野生生物の保護及び管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定

(3)　研修計画

計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修の受講等により、専門的知識の向上を図る。特に、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成・実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名　　称	主　催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
広域振興局等担当者会議（研修会）	県	４月頃、随時	２回	全県	９人	鳥獣保護管理行政の基礎的知識の習得
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	３回程度	全国	３人	第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理に係る専門的知識の習得

2　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材

人と野生鳥獣とのあつれきが深刻となる中、有効な対策を行うためには、鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、捕獲、生息環境管理や被害防除対策の各種対策、及び関係者との調整等を行う人材の配置が不可欠である。このことから、県では、ツキノワグマ対策に関し、県直営の指定管理捕獲等を担う野生動物管理専門員とツキノワグマの専門職員を配置しているところである。今後もツキノワグマをはじめとした鳥獣保護及び管理対策を担う人材の確保に努める。

市町村に対しては、市町村からの要請に応じて専門職員を派遣するとともに、専門人材の確保に向けて必要な助言等に努めていく。

3　鳥獣保護巡視員

(1)　方針

鳥獣保護巡視員は、鳥獣保護管理事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護巡視員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護巡視員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請もあるとされていることから、岩手県鳥獣保護巡視員協議会を活用して、計画的に研修を行う等資質の向上に努める。

(2)　配置計画

基準設置数(A)	令和８年度末		年度別計画（増減）						充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	9	10	11	12	13	計(C)	
75 人	75 人	100%	0	0	0	0	0	75 人	100%

(3)　年間活動計画

活　動　内　容	実　施　時　期（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
違法捕獲パトロール	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→
狩猟パトロール								←	—	—	—	→
鳥獣保護区等管理	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→

(4)　研修計画

名　称	主　催	時期	回数	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護巡視員研修会	自然保護課	６月頃	年１回	全 県	75 人	鳥獣保護巡視員として必要な実務的な知識の習得
	鳥獣保護巡視員協議会	9～11月頃	年４回	県 内 4ﾌﾞﾛｯｸ	75 人	鳥獣保護巡視員として必要な専門的な知識の習得と情報交換

4　保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1)　方針

鳥獣の生息状況や農林業被害等の状況に応じて、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、地域における鳥獣の保護及び管理の担い手となるべき人材の確保及び育成に努める。こうし

た取組については、中・長期的な視点に立って、計画的に実施する。

また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、ガバメントハンターの確保・育成を市町村と連携し進める。

(2) 研修計画

鳥獣の生態を踏まえて鳥獣の生息状況等の把握や鳥獣捕獲等の活動を実施することができる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう、研修等の実施に努める。

＜研修計画＞

名　　称	主　　催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県（委託）	６月～12月頃	３回	全県	470 人／年	鳥獣保護管理行政の専門的知識の習得	週休日に実施
狩猟初心者向け研修会	県	１月～２月頃	２回	全県	60 人/年	免許を取得して間もない狩猟者を対象とした、基礎的な知識と技能の習得	
一般県民向け研修会	県	８月頃	１回	全県	30 人	狩猟に関心のある一般県民を対象に、狩猟の魅力や制度の概要を伝え、新たな捕獲の担い手を確保する	
ハンターブース出展	県	10 月頃	１回	全県	1,000 人	一般県民を対象に、狩猟の魅力を伝え、新たな捕獲の担い手を確保する	
鳥獣保護管理担当者会議（市町村）	県	４月	１回	全県	33 人	野生鳥獣の保護及び管理に関する基礎的知識の習得	

(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

ア　狩猟者の動向

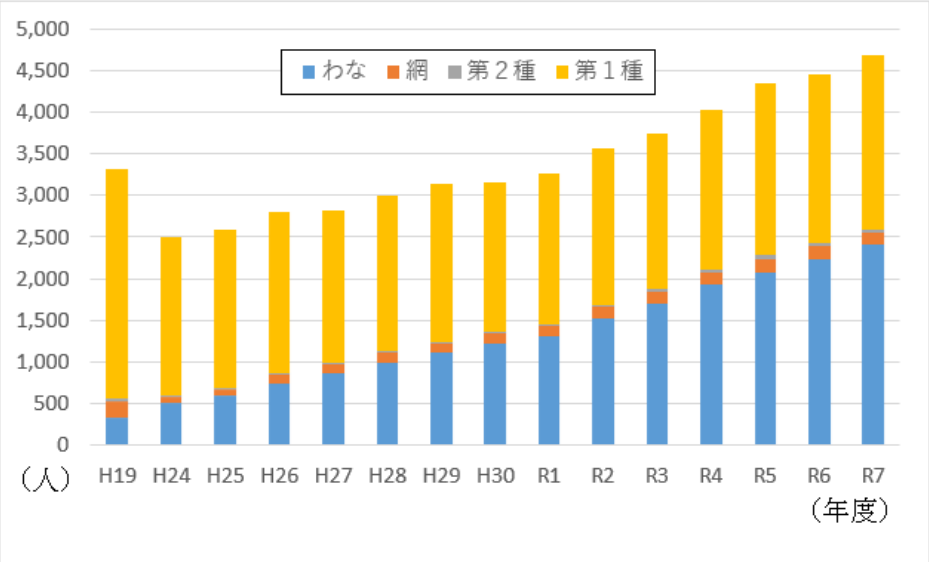
捕獲の担い手である狩猟者数は、狩猟免許所持件数をみると平成 19 年の 3,300 件程度から平成 24 年度には 2,500 件程度と減少傾向を示していたが、平成 25 年度から増加に転じ、令和７年度は 4,700 件程度で推移している。

狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成 22 年度から令和元年度までは６割を超えているが、令和２年度以降は６割未満となり、年々低下している。

＜狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）＞

	H19	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
わな	339	503	590	740	868	997	1,108	1,221	1,314	1,517	1,703	1,938	2,077	2,231	2,404
網	192	73	77	102	111	121	119	127	122	142	144	137	163	164	149
第２種	27	19	19	14	11	13	15	15	20	26	30	28	38	40	32
第１種	2,753	1,900	1,904	1,946	1,820	1,864	1,904	1,788	1,812	1,873	1,858	1,921	2,061	2,014	2,097
計	3,311	2,495	2,590	2,802	2,810	2,995	3,146	3,151	3,268	3,558	3,735	4,024	4,339	4,449	4,682

＜狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）の続き＞



イ　確保及び育成の方針

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起を行うとともに、狩猟免許試験の休日開催の継続や更なる受験機会の確保策を検討し、狩猟免許を取得しやすい環境の整備に努める。また、関係機関等と連携を図りながら、クマ、イノシシ等の獣種に応じた専門的な技術の習得や向上を目的とする研修会を行う等、狩猟者の確保・育成を推進する。

(4)　認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための支援をする。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

(5)　中・長期的な視点に立った計画的な人材の育成・配置

県は、持続可能な鳥獣保護管理事業の実施体制のための必要な人材の育成・配置すべく、市町村と連携しながら、鳥獣による被害状況や捕獲を担う人材の現在の配置状況、将来的にも銃猟による捕獲が可能となる人数等を把握し、計画的な人材育成・配置に努めていく。

(6)　業務に係る理解醸成と職員の雇用管理上の措置

鳥獣行政担当職員に対し、社会通念上許容される範囲を超えた言動等や不当要求が寄せられるケースが生じている。このことから、県は、日頃から鳥獣行政の理解醸成に向けた広報を行うとともに、過度や苦情や不当要求等に対しては、「岩手県職員カスタマーハラスメント対策ガイドライン」（令和７年８月策定）に基づき適切に対処する。

5　鳥獣保護管理センター等の設置

(1)　鳥獣保護センター

ア　方針

鳥獣保護センターにおいては、令和７年度は 106 羽頭、第 13 次計画期間中も平均 100 羽頭前後の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点と位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記の役割を担う。

（ア）　指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。

（イ）　積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等に関する意識啓発を行う。

（ウ）　野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

イ　鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面 積	施設の概要	利用の方針
岩 手 県 鳥獣保護 センター	昭和 46 平成 13 （一部改築） 平成 22～23 （一部改築）	滝沢市砂込 （滝沢市砂込鳥獣保護区内）	4.3ha （敷地）	管理棟 飼育棟 鳥類飼育舎 放飼場 池	幼傷病鳥獣の二次救護及び野生復帰 情報発信、普及啓発 調査研究への協力

(2)　環境保健研究センター

ア　方針

環境保健研究センターは、県民の健康といわての環境を守るため、健康・環境に関する科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されており、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

イ　研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間(年度)
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護及び管理の方法を研究	令和９～13
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護の方法を研究	令和９～13

6　取締り

(1)　方針

狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護巡視員、保護団体、狩猟者団体等との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期には、巡回を強化する。

また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、法令遵守やマナーの周知徹底により、狩猟者の資質の向上に努める。

なお、狩猟に際し法令に違反した者については、迅速かつ適正に処分を行う。

(2)　年間計画

取締り事項	実施時期（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
狩猟取締り								←→	←→	←→	←→	←→
違法捕獲取締り	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
違法飼養取締り	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

7　必要な財源の確保

平成16年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により創設された狩猟税（目的税）について、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上に向けた取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮する。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第十　その他

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の４つの危機にさらされている。例えば、クマ、シカ、イノシシ等の野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。このことを踏まえ、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する必要がある。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略等、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する必要がある。

本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問

題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促す等、生物多様性を社会全体に浸透させ、人と鳥獣との適切な関係の構築に取り組んでいく必要がある。

また、鳥獣保護管理事業の推進には、県・市町村において、捕獲、被害防除対策、関係機関との調整を担う人材の確保・育成を計画的に実施し、総合的な鳥獣保護管理事業が自律的かつ持続的に可能となる体制の構築が急務である。

2　狩猟の適正化

(1)　鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第 12 条第２項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除について検討する。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要な鳥獣については、狩猟鳥獣の指定見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

＜捕獲等の禁止又は狩猟期間の延長等の措置の状況＞

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区　　域	措置の期間
キジ ヤマドリ （オスに限る）※１	毎年１月 16 日から ２月 15 日まで捕獲禁止 （昭和 42 年から継続）	県内一円 （ただし、猟区を除く。）	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 （昭和 30 年から継続）	県内一円	昭和 30 年 12 月６日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年２月 16 日から３月 31 日まで及び 11 月１日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長		令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで
イノシシ	毎年２月 16 日から３月 31 日まで及び 11 月１日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで
ツキノワグマ	毎年２月 16 日から２月末日まで及び 11 月１日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和９年４月１日から 令和 14 年３月 31 日まで

※１　メスのキジ、ヤマドリについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 10 条第１項に基づき、令和９年９月 14 日まで捕獲を全面禁止とされていること。また、狩猟に係る捕獲頭数は、同規則第 10 条第２項

に基づき、１日当たりキジ及びヤマドリを合わせて合計２羽が上限とされていること。

※２　ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンザルの狩猟期間については、それぞれの鳥獣の管理検討協議会で方針を決定している。

(2)　入猟者承認制度

入猟者承認制度は、鳥獣の適正な生息数を維持しつつ、狩猟を活用した農林業被害対策を進めるため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度である。

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、猟友会、農林水産業者等関係者の意見を適切に踏まえ、入猟者承認制度の運用について検討する。

3　傷病鳥獣救護への対応

(1)　方針

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成 12 年度から一般社団法人岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その維持確保に努める。

傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターにおいては、引き続き、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

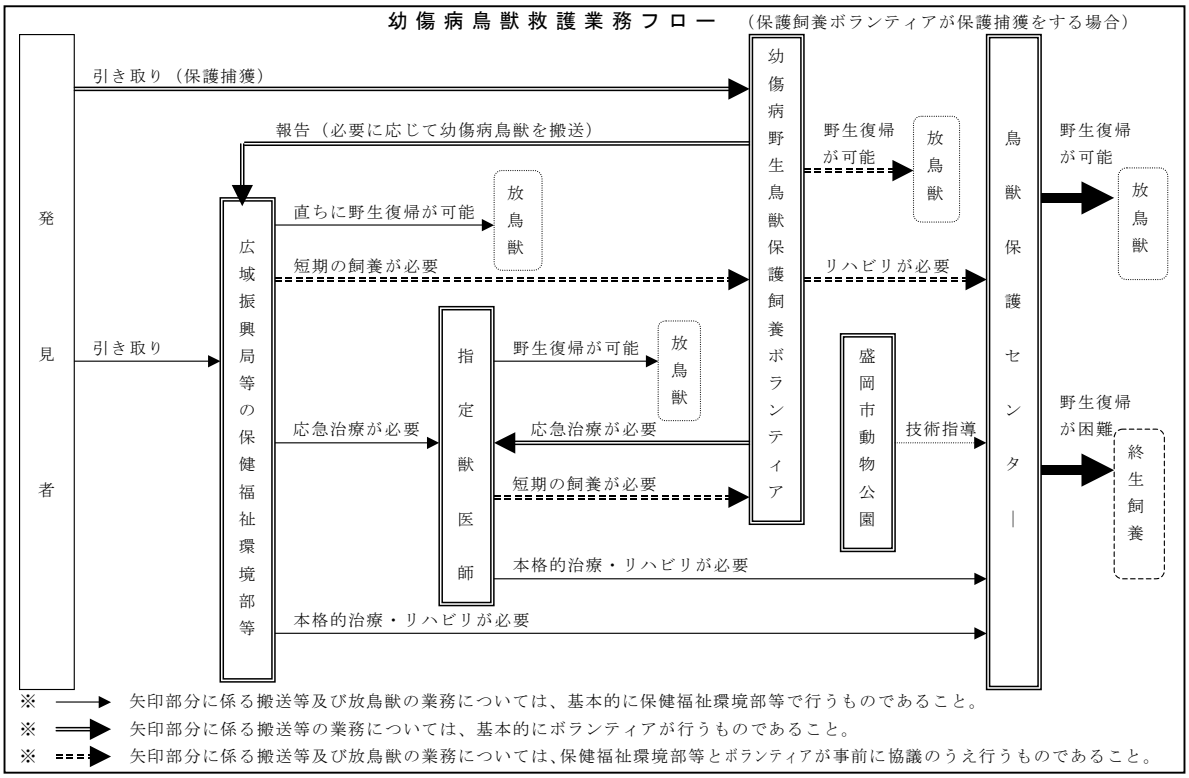
また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成 17 年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

傷病鳥獣を救護する際は、救護の目的及び意義を踏まえて、管理を行うことが必要な鳥獣以外の救護を優先する等の対応を図る。

(2)　地域個体群保全への貢献

傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力することを目的とした活動にも取り組んでいく。



(3)　救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

野生復帰が不可能又は個体数の管理を行うことが必要な種については、アニマルウェルフェア（動物福祉）に配慮しながら、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。なお、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に飼養登録をしなければならないことに留意する。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成 18 年４月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないもの等、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

(4)　野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症対策

鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号)、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対しては、野生鳥獣と人･家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

救護個体の傷病が治癒し、採餌能力、運動能力や警戒心が回復したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不適当又は困難な場合は、遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

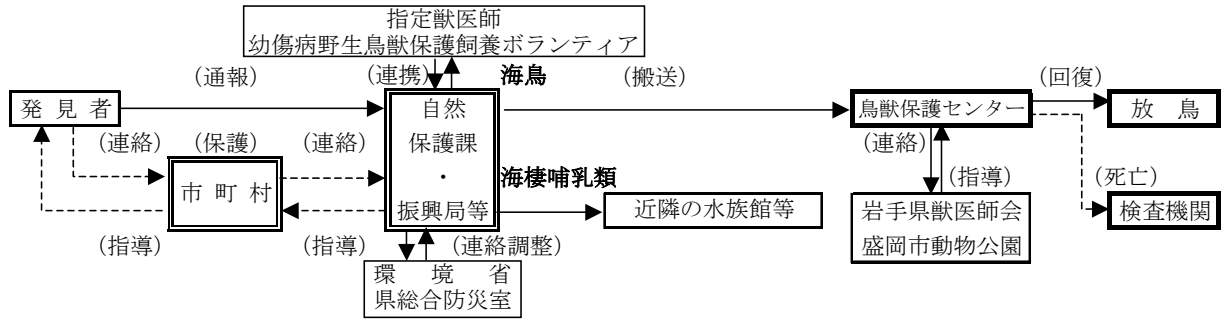
また、感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

海洋で油汚染事故が発生し､海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は､次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。

【海鳥の油汚染事故など】



5 感染症への対応

ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえ、生物多様性の確保、人の生活や健康、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとしたサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国との連絡体制を整備し、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う。

また、これまでの行政機関による鳥獣に関する感染症対策では、主に関係省庁が所掌する家畜衛生や公衆衛生の観点から対策が議論され、環境省でもそれらの観点を踏まえた取組が実施されてきたが、昨今の野生鳥獣に関する感染症の動向やワンヘルス・アプローチの機運醸成を踏まえ、「One World-One Health」の理念に基づく対応の実施に努める。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、人を含む哺乳類への感染事例も報告されていることから、「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マ

ニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、適切な対応に努める。

野鳥等の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥等の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥等サーベイランスを実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥等との関わりや野鳥等との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（ＣＳＦ）、アフリカ豚熱（ＡＳＦ）

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、イノシシにおける豚熱（ＣＳＦ）感染が継続して確認されていることから、本県において発生した際は周辺県や関係市町村と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「ＣＳＦ・ＡＳＦ 対策としてのイノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村、関係機関・団体等に対し、積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱（ＡＳＦ）については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱（ＡＳＦ）ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、発生時の対応体制を整備する。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」に基づき、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、次に挙げるような感染症については、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関連機関との情報共有に努める。

ア　口蹄疫等の畜産業への影響が大きい家畜伝染病

イ　ＳＦＴＳ（重症熱性血小板減少症候群）などのダニ媒介性感染症をはじめとする、既に国内での感染者が確認されている鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症

ウ　狂犬病等の現在国内原発の感染はないが、国内で発生した場合に影響が大きい鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症

エ　ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に希少鳥獣等への影響が懸念される感染症

オ　その他、家畜衛生、公衆衛生、生物多様性へのリスクの観点から注視すべき感染症

6　普及啓発

(1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等

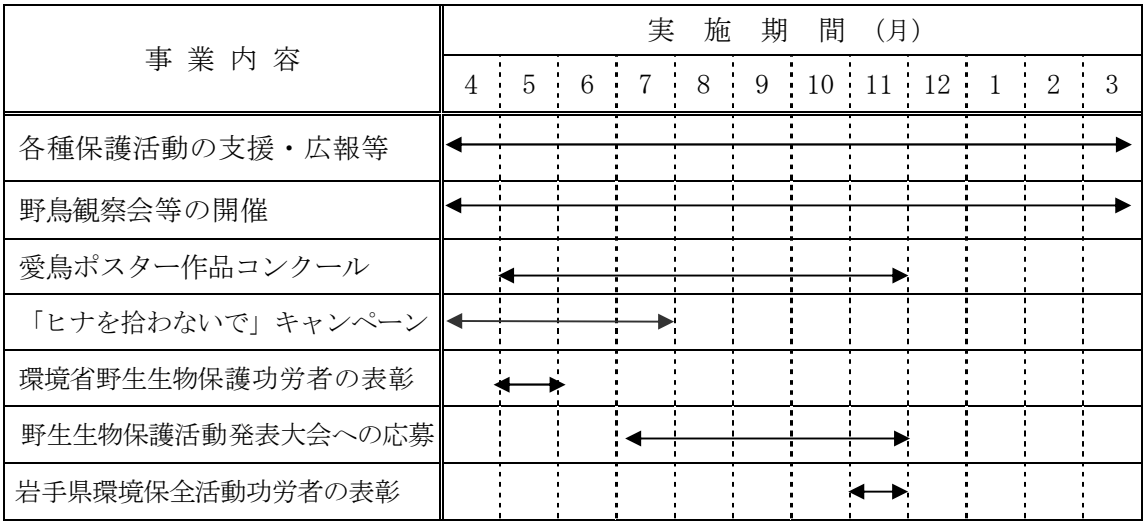
ア　方針

県民の鳥獣に対する理解と認識を深めるため、県等において各種の普及啓発活動等を推進する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることについて、理解の促進を図ることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努める。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを促進するよう努める。

また、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。

併せて、雛及び出産直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し普及啓発を図る。

イ　事業の年間計画



ウ　愛鳥週間行事等の計画

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	平成13年度
愛鳥週間行事	野鳥観察会、　野生生物保護功労者表彰				

(2)　安易な餌付けの防止等

ア　方針

鳥獣に餌を与えたり、意図せずゴミ等を放置することで、鳥獣がそれらの食べ物に依存してしまったり、人馴れが進むことによって、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。特に、ハクチョウ等の渡り鳥については、高病原性鳥インフルエンザ拡大のリスクを高めてしまう可能性がある。また、クマについては、以下の（ア）～（ウ）のいずれの場合であってもクマの警戒心を喪失させ、「問題個体化」を直接的に招く極めて危険な行為であるため、これらの餌付けによって起こりうるリスクについて、特に普及啓発に努める。

そのため、希少鳥獣等の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、鳥獣への安易な餌付けの防止について、次の点に留意して、広報媒体を活用し、普及啓発に努める。

（ア）　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

（イ）　観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

（ウ）　生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

（エ）　人獣共通感染症の予防を図ること。

イ　年間計画

重点項目	実施時期（月）												実施方法
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安易な餌付けの防止の周知	←											→	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、ﾃﾚﾋﾞ、ﾗｼﾞｵ、SNS等広報媒体

(3)　猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4)　野鳥観察の森の活用

平成元年度に滝沢森林公園（面積62ha）の敷地内に野鳥観察の森（16.25ha）が整備されており、その中心的な区域に野鳥観察施設（ネイチャーセンター）が整備されている。

野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名　称	整備年度	施設の所在地	面　積	施設等の概要	利用の方針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター)	平成元年度	滝沢市砂込 (滝沢鳥獣保護区内)	16.25ha	ﾈｲﾁｬｰｾﾝﾀｰ 自然観察路 野鳥観察舎 案内板 展示備品 普及ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(5)　小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育んでいくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

ア　愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護活動発表大会等への積極的な参加がなされるよう周知を図る。

イ　鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。

ウ　環境保全活動等取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

エ　環境学習センターを活用した生態系保全等に関する普及啓発を行う。

(6)　法令の普及の徹底

法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

7　野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されており、野生鳥獣肉のうちシカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉について、国から出荷制限の指示が出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。また、野生獣肉の食用としての活用が円滑に進められるよう、関係機関と連携して対策を講じるとともに、食の安全・安心にも配慮しながら、野生獣肉の有効活用に対する県民理解の促進と気運の醸成に努める。

8　捕獲した鳥獣の個体処理への対応

近年、シカ、イノシシ、ツキノワグマ等の捕獲頭数が増加しており、今後も適正な管理を推進する観点から、捕獲頭数の増加が見込まれること、狩猟者の負担軽減の観点からも、捕獲した鳥獣の個体処理の体制確保が課題となっている。捕獲した個体の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとした環境法令に基づき、生活環境への支障が生じないよう、適正に処理する必要がある。

このことから、適切な個体処理に向けて、有効な鳥獣の個体処理方法に関して先進事例等の情報収集はもとより、市町村などの処理状況を把握しつつ、市町村や関係機関との協議の機会を設け、地域ごとの個体処理の在り方について検討を進めていく。